

平成23年度

市町村職員の給与・定員管理・勤務条件
等の状況

平成24年3月

高知県総務部市町村振興課

担当：行政担当	寺村
（給与）	坂本
（定員管理）	野村
（勤務条件）	清野
電話：088-823-9313	

目 次

I	給与の状況		
	はじめに	・ ・ ・	P 1
	1 給与水準について	・ ・ ・	P 2
	2 給料表について	・ ・ ・	P 6
	3 昇格、昇給基準等について	・ ・ ・	P 8
	4 技能労務職給料表について	・ ・ ・	P 10
	5 諸手当について	・ ・ ・	P 12
	※平成23年地方公務員給与実態調査		
II	定員管理の状況		
	1 職員数の推移	・ ・ ・	P 15
	2 部門別職員数の状況	・ ・ ・	P 16
	※平成23年地方公務員定員管理調査		
III	勤務条件の状況		
	1 勤務時間の状況	・ ・ ・	P 18
	2 年次有給休暇の取得状況	・ ・ ・	P 18
	3 病気休暇制度の内容	・ ・ ・	P 18
	4 特別休暇の状況	・ ・ ・	P 20
	5 介護休暇の取得状況	・ ・ ・	P 21
	6 育児休業・部分休業の取得状況	・ ・ ・	P 21
	※平成23年度勤務条件等に関する調査		
IV	福利厚生事業の状況	・ ・ ・	P 23
	※平成23年度福利厚生事業調査		

基 準 日

この資料の基準日は、特に表記のない限り平成23年4月1日現在となっております。

I 給与の状況

はじめに

◇地方公務員の給与決定等に関する諸原則

地方公務員である市町村職員の給与の決定にあたっては、地方公務員法（以下「地公法」という。）などにその基本となる原則が規定されており、大別して「給与決定に関する原則」と「地方公務員制度全般に通ずる原則」とがあります。

※「給与」とは……

基本給である給料とは別に通勤手当や時間外手当など各種手当を含めたものを「給与」と呼んでおり、給与月額は給料月額より高くなります。

(1) 給与決定に関する原則

ア **給与条例主義**（地方自治法第204条第3項、第204条の2、地公法第24条第6項、第25条第1項）

「給与は、条例で定めなければならない、また、条例の根拠に基づかない限り支給することができない」とされており、議会のチェックのもと支給されます。

イ **職務給の原則**（地公法第24条第1項）

「給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない」とされており、係長や課長といったように責任が重くなるほど、給与が高くなります。

ウ **均衡の原則**（地公法第24条第3項）

「給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」とされており、民間給与の実態調査をもとに行われる人事院勧告及び人事委員会勧告がベースとなって定められています。

(2) 地方公務員制度全般に通ずる原則

ア **平等取扱いの原則**（地公法第13条）

「地方公務員法の適用については、平等に取り扱われなければならない」とされており、昇給や昇格など給与を決定する際に、性別や信条などで差別を行わないことです。

イ **情勢適応の原則**（地公法第14条）

「地方公共団体は、職員の給与その他の勤務条件について、社会一般の情勢に適用するよう、随時、適当な措置を講ずる義務がある」とされており、人事院勧告及び人事委員会勧告がベースとなって改正などを行うことです。

このような原則を踏まえたうえで、市町村においては条例・規則に基づいた給与決定を行うことが必要です。

1 給与水準について

市町村における適正な給与水準は、国・県の給与水準、その市町村の組織の規模や財政状況及び民間の賃金等を考慮して、適正であるかどうかを判断して決定するものですが、少なくとも住民の理解が得られるものでなければなりません。

給料月額、各種手当及び給与水準などについては、毎年、住民に分かりやすい形で公表するなど、各市町村において積極的な情報公開により住民の方々の理解を得るための取組が求められています。

(1) 職員の平均給料

一般行政職の平均年齢は42.6歳となっており、昨年と比べ若干低く（▲0.1歳）なっています。また、平均給料月額は320,185円となっており、昨年と比べ若干低く（▲778円）なっています。

市町村の職員の年齢構成や職種の違いなどにより、単純な比較は出来ませんが、傾向としては、市部が高く、町村部が低い傾向にあります。

【表（P3）の見方】

- 「全職種」とは……
一般行政職、看護・保健職、消防職、企業職、技能労務職、高校教育職、小中（幼稚園）教育職、臨時職など全ての職種です。

- 「一般職」とは……
全職種から教育職を除いた職種です。

職員数及び平均給料の状況

(H23.4.1現在)

市町村	総職員数			職員区分別				全職種合計 平均給料	一般職計 平均給料	一般行政職	
	平成 23年	平成 22年	増減	一般職員		教育 公務員	臨時 職員			平均給料月額	平均年齢
				うち技能 労務職員							
	人	人	人	人	人	人	人	円	円	円	歳
高知市	2,705	2,773	△ 68	2,620	366	85	0	324,900	323,200	331,500	43.3
室戸市	248	252	△ 4	248	6	0	0	299,800	299,800	300,200	40.4
安芸市	275	277	△ 2	275	27	0	0	309,200	309,200	304,000	40.3
南国市	424	429	△ 5	411	37	13	0	324,200	323,000	313,700	41.3
土佐市	525	523	2	525	50	0	0	302,500	302,500	304,900	40.2
須崎市	266	269	△ 3	266	14	0	0	339,500	339,500	336,800	44.5
宿毛市	306	312	△ 6	306	42	0	0	315,900	315,900	314,300	41.7
土佐清水市	306	312	△ 6	306	43	0	0	312,300	312,200	318,300	42.8
四万十市	605	600	5	585	57	0	20	332,900	331,500	322,600	42.3
香南市	419	426	△ 7	398	16	21	0	324,000	324,900	343,800	44.4
香美市	405	413	△ 8	405	17	0	0	305,100	305,100	309,400	41.8
市計	6,484	6,586	△ 102	6,345	675	119	20	320,446	319,470	324,103	42.6
東洋町	60	56	4	60	4	0	0	309,800	309,800	298,800	42.1
奈半利町	60	58	2	55	6	5	0	315,900	315,900	323,700	44.3
田野町	42	41	1	37	0	5	0	255,800	258,600	249,900	34.3
安田町	52	51	1	49	4	3	0	294,300	289,800	295,400	40.8
北川村	39	39	0	39	2	0	0	275,400	275,400	274,600	37.1
馬路村	41	39	2	41	0	0	0	310,200	310,200	307,700	40.9
芸西村	58	59	△ 1	54	0	4	0	280,200	277,000	282,100	38.8
本山町	169	169	0	169	2	0	0	327,600	327,600	324,000	41.8
大豊町	100	99	1	100	9	0	0	315,000	315,000	322,700	45.4
土佐町	86	84	2	86	3	0	0	329,500	329,500	331,600	43.8
大川村	21	20	1	21	1	0	0	271,500	271,500	287,300	39.8
いの町	476	489	△ 13	465	37	11	0	307,000	306,500	308,600	41.8
仁淀川町	161	163	△ 2	161	5	0	0	321,700	321,700	324,300	43.8
中土佐町	138	140	△ 2	138	8	0	0	319,300	319,300	311,300	41.6
佐川町	226	225	1	226	17	0	0	299,300	299,300	313,000	44.6
越知町	107	106	1	103	12	4	0	317,800	317,600	320,900	42.3
橋原町	100	102	△ 2	92	0	5	3	298,400	297,100	285,700	40.2
日高村	64	61	3	64	0	0	0	314,600	314,600	317,600	42.9
津野町	109	109	0	101	0	8	0	305,800	306,900	308,300	43.6
四万十町	309	327	△ 18	306	3	3	0	315,400	315,100	314,900	42.9
大月町	160	164	△ 4	160	31	0	0	324,700	324,700	332,400	46.3
三原村	45	44	1	45	3	0	0	297,300	297,300	308,600	43.1
黒潮町	212	214	△ 2	212	23	0	0	327,600	327,600	320,200	42.5
町村計	2,835	2,859	△ 24	2,784	170	48	3	311,600	311,585	312,328	42.5
県計	9,319	9,445	△ 126	9,129	845	167	23	317,755	317,065	320,185	42.6

※臨時職員とは、勤務時間が他の一般職員と同様に定められている職員で、勤務した日が18日以上ある月が12月（1年）を超える職員です。

※各団体の職員数は、教育長を除く人数です。

※平均年齢は、10進法で算出しています。

(2) ラスパイレス指数の状況

市町村間の給与水準を比較する主な方法として、ラスパイレス指数が使われています。

平成23年4月1日現在において、県内の市町村の平均は96.8で、平成16年以降、全ての市町村で100を下回っています。

このことは、各市町村において給与の適正化に向けた取り組みや財政難による給与削減措置が行われてきた結果で、市・町村の平均値はいずれも全国平均を下回っています。

なお、平成23年の指数が、市において平成22年の数値を上回っているのは、給与削減措置を実施している団体が削減措置の内容を変更、廃止したことによる影響が考えられます。

※「ラスパイレス方式」とは……

職種、学歴、経験年数などによる職員構成の給与上の差を考慮して、給与水準の高低を見る方式です。

今回、国を基準とした場合の指数で比較していますので、国と同じ水準であれば100で、国より高い場合は100を超え、低ければ100未満となります。

一般的に小規模な市町村の給与水準については、その組織規模も小さく、国のように部長や局長といった役職がないことから、国に準じた給与制度、運用を行ったとしても、ラスパイレス指数は100を下回る傾向にあります。

給与水準について（ラスパイレス指数）

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	対前年比
高知市	95.6	97.9	98.5	99.3	96.9	98.9	2.0
室戸市	91.6	95.5	91.6	91.1	95.1	96.9	1.8
安芸市	92.0	91.8	92.6	93.2	93.1	96.1	3.0
南国市	93.1	96.4	97.2	98.4	98.0	97.7	△ 0.3
土佐市	96.5	97.4	96.4	97.0	97.3	97.4	0.1
須崎市	93.9	96.3	97.2	98.4	98.3	97.8	△ 0.5
宿毛市	94.3	93.2	93.6	97.6	97.9	97.1	△ 0.8
土佐清水市	95.9	96.9	97.1	96.9	97.0	96.4	△ 0.6
四万十市	94.5	94.9	92.4	97.7	98.6	97.9	△ 0.7
香南市	96.9	98.2	98.2	98.9	99.1	99.1	0.0
香美市	94.0	93.9	93.5	94.3	95.1	94.2	△ 0.9
市 計	95.0	96.6	96.7	97.8	97.1	97.9	0.8
東洋町	88.1	90.1	91.3	93.7	93.5	92.6	△ 0.9
奈半利町	85.4	90.0	89.3	90.9	93.9	94.2	0.3
田野町	88.8	91.7	91.4	90.9	94.2	94.8	0.6
安田町	85.9	88.1	91.1	91.9	93.6	93.2	△ 0.4
北川村	94.1	92.3	90.8	94.8	93.9	94.7	0.8
馬路村	96.4	96.9	96.3	97.6	96.2	97.1	0.9
芸西村	93.5	93.9	93.7	94.9	96.0	95.7	△ 0.3
本山町	87.1	88.1	92.2	93.5	99.1	97.7	△ 1.4
大豊町	85.8	86.0	87.8	91.2	90.6	90.8	0.2
土佐町	90.8	96.6	91.6	91.8	97.1	97.4	0.3
大川村	88.9	88.4	88.9	91.8	92.6	91.8	△ 0.8
いの町	92.2	92.7	94.5	95.4	95.5	95.7	0.2
仁淀川町	91.0	91.1	91.9	94.0	94.9	95.3	0.4
中土佐町	94.0	94.6	96.7	95.9	96.7	97.1	0.4
佐川町	89.0	89.2	89.7	89.2	90.4	90.9	0.5
越知町	93.6	95.4	96.3	95.4	95.6	96.3	0.7
梶原町	87.4	89.7	91.8	90.6	91.1	92.2	1.1
日高村	95.6	97.6	95.4	96.1	95.5	95.7	0.2
津野町	86.7	86.0	88.4	89.0	90.6	89.8	△ 0.8
四万十町	93.4	92.7	92.5	93.1	93.7	94.4	0.7
大月町	86.5	86.8	88.3	89.1	92.6	91.9	△ 0.7
三原村	90.6	90.5	90.1	92.3	93.0	92.0	△ 1.0
黒潮町	96.0	92.8	96.1	97.1	96.2	97.4	1.2
町村計	91.4	91.9	92.5	93.4	94.4	94.4	0.0
県 計	93.8	95.0	95.3	96.4	96.2	96.8	0.6
全国市計	97.4	97.9	98.3	98.4	98.8	98.8	0.0
全国町村計	93.5	93.9	94.2	94.6	95.1	95.3	0.2

2 給料表について（一般行政職の場合）

市町村職員の給料表は、条例で定められており、職務の内容と責任の度合いに応じた数個の級が設けられています。

給料表の設定にあたっては、国の給料表の構造を基本にした上で、地域の民間給与水準も考慮して定めるべきとされています。

県内においては、全ての市町村で国に準じた構造の給料表となっており、その水準については、国の人事院勧告又は県の人事委員会勧告のどちらかに準じたものとなっております。

また、級数については、高知市が8級、その他の市町村は6級まで設定されています。

給料表について（一般行政職の場合）

(H23.4.1現在)

区 分	級数		給料表の構造		給料表の水準	
	6級	8級	国と 同じ	国と 異なる	県人勧 と同じ	国と 同じ
高知市		○	○			○
室戸市	○		○		○	
安芸市	○		○		○	
南国市	○		○		○	
土佐市	○		○			○
須崎市	○		○			○
宿毛市	○		○			○
土佐清水市	○		○			○
四万十市	○		○		○	
香南市	○		○		○	
香美市	○		○			○
市 計	10	1	11	0	5	6
東洋町	○		○		○	
奈半利町	○		○		○	
田野町	○		○		○	
安田町	○		○		○	
北川村	○		○		○	
馬路村	○		○		○	
芸西村	○		○		○	
本山町	○		○		○	
大豊町	○		○			○
土佐町	○		○		○	
大川村	○		○		○	
いの町	○		○		○	
仁淀川町	○		○			○
中土佐町	○		○		○	
佐川町	○		○		○	
越知町	○		○		○	
梶原町	○		○			○
日高村	○		○			○
津野町	○		○		○	
四万十町	○		○		○	
大月町	○		○			○
三原村	○		○			○
黒潮町	○		○			○
町 村 計	23	0	23	0	16	7
市町村計	33	1	34	0	21	13

3 昇格、昇給基準等について

職員の初任給や昇格、昇給については、条例に基本的な考え方や基準が定められており、規則において詳細で具体的な基準が定められています。

(1) 級別職務分類表について

級別職務分類表とは、「職務給の原則」に基づき、職務の内容と責任の度合いに応じて給料表の各級の職務区分を定めたもので、個々の職員の給料の級を決定するための根本となるものです。

県内の全ての市町村では、条例又は規則により級別職務分類表又は級別標準職務表が制定されています。

例えば、給料表が1級から6級までの6級制の級別職務分類表であるとする、6級は課長の職務、5級は課長補佐の職務、4級は係長の職務など当該級別職務分類表で具体的な職名を定めて職員の給料表の級を決定することになります。

(2) 「わたり」について

給与決定にあたっては、各市町村の条例・規則で定められている級別職務分類表に基づき、それぞれの役職に応じて職務の級が決定されています。

「わたり」とは、給与決定にあたり、その職務に対応する級よりも上位の級に格付け、給与を支給することをいいます。

「わたり」には、級別職務分類表に定められている職務よりも運用により上位の級に格付けを行い、形式的にも条例・規則に反した取扱いを行うもの（形式わたり）のほか、実質的に「わたり」と同一の結果となる級別職務分類表を定めているもの（実質わたり）があります。

「わたり」は、職務給の原則に反することになりますので、是正が必要です。

(例) 形式わたり：級別職務分類表において、係長を4級と格付けているにもかかわらず、運用により係長を5級に格付けている。

実質わたり：級別職務分類表において、係長を5級に格付けている。

(国(本省)の場合、5～6級は課長補佐級)

調査時点の平成23年4月1日時点では、「実質わたり」が残っている市町村は中土佐町のみでしたが、同年10月1日から是正され、この公表の時点では、県内の市町村において「わたり」のある団体はありません。

(平成22年度公表以降の適正化の状況)

四万十市が平成23年1月1日から、安芸市、香南市、香美市、黒潮町が同年4月1日から、中土佐町が同年10月1日から「わたり」の廃止を行いました。

※国(本省)においては、課長補佐の職務に対応する級を5～6級、係長の職務に対応する級を3～4級としています。県内各市町村における国の4級相当以上の職員の構成は次ページの表のとおりですが、効率的な行政運営のために上位級の比率が過大にならないように計画的に管理していくことが求められます。

一般行政職給料表級別職員数

(H23.4.1現在)

区 分	一般行政職 職員数 (A)	左のうち実質的な国4級相当以上							計 (B)	構成比 (B/A)
		4級相当	5級相当	6級相当	7級相当	8級相当	9級相当			
	人	人	人	人	人	人			%	
高知市	1,329	317	315	78	31	13		754	56.7	
室戸市	131	23	24	16				63	48.1	
安芸市	130	21	18	18				57	43.8	
南国市	192	76	21	19				116	60.4	
土佐市	150	18	35	22				75	50.0	
須崎市	184	88	21	14				123	66.8	
宿毛市	152	52	30	19				101	66.4	
土佐清水市	143	59	24	19				102	71.3	
四万十市	259	99	34	30				163	62.9	
香南市	224	76	44	30				150	67.0	
香美市	229	41	35	22				98	42.8	
市 計	3,123	870	601	287	31	13		1,802	57.7	
東洋町	38	7	5	5				17	44.7	
奈半利町	38	10	8	8				26	68.4	
田野町	28	2	5	1				8	28.6	
安田町	34	7	6	3				16	47.1	
北川村	30	1	5	3				9	30.0	
馬路村	27	7	2	5				14	51.9	
芸西村	41	5	5	5				15	36.6	
本山町	70	28	12	10				50	71.4	
大豊町	74	14	10	7				31	41.9	
土佐町	58	22	14	7				43	74.1	
大川村	15	0	4	3				7	46.7	
いの町	169	30	21	20				71	42.0	
仁淀川町	120	47	14	15				76	63.3	
中土佐町	90	29	11	11				51	56.7	
佐川町	82	11	11	10				32	39.0	
越知町	64	13	15	7				35	54.7	
梶原町	48	4	9	2				15	31.3	
日高村	53	18	8	7				33	62.3	
津野町	71	11	11	9				31	43.7	
四万十町	203	46	39	24				109	53.7	
大月町	59	18	9	11				38	64.4	
三原村	31	16	3	2				21	67.7	
黒潮町	120	32	20	11				63	52.5	
町村計	1,563	378	247	186	0	0		811	51.9	
計	4,686	1,248	848	473	31	13		2,613	55.8	
【参考】 高知県	3,694	1,314	337	220	35	19	23	1,948	52.7	

4 技能労務職給料表について

国では、守衛、用務員、自動車運転手等の単純な労務に雇用される職員（技能労務職員）については、その職務に応じた給与の支給を行うという観点から、一般の事務等を行う職員（行政職）の行政職俸給表（一）とは別に、行政職俸給表（二）を定め、これにより給与を支給しています。

市町村において技能労務職員の従事する職種は、一般的に国の行政職俸給表（二）対象職種と同じ職種に属する者が多く、また、その職種内容も国家公務員と類似していることから、行政職俸給表（二）を基準とした給料表を用いることが適当と考えられています。

県内の市町村の技能労務職員は、合計で845人となっています。

県内の市町村において行政職給料表とは別に技能労務職給料表を定めているのは、5市19町村となっています。そのうち、国の行政職俸給表（二）に準じた給料表を定めているのは、1市11町村となっています。

県内の市町村の技能労務職員の給与と国の行政職俸給表（二）を適用されている職員とのラスパイレス指数を試算し比較してみると、県全体で118.2（市122.1、町村111.5）となっており、国の給料水準を大幅に上回っています。

更に、一般に地域の民間の同種の職種に従事する人と給料水準を比較したときの均衡についても留意する必要があると考えられます。

（平成22年度公表以降の適正化の状況）

佐川町、黒潮町が、平成23年4月1日から行政職俸給表（二）に準じた給料表に見直しました。

また、総務省から、「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施について」（平成19年7月6日付け総行給第61号、総財公第97号）において、技能労務職員等の給与等について、平成19年度中に取組方針を策定し、公表することを要請されていましたが、平成23年3月31日時点における策定状況は、下記のとおりです。

市町村における技能労務職員等の給与等の取組方針策定状況

H23.3.31現在 市町村数	技能労務職員		H23.3.31現在 策定済(B)	H23.3.31現在 策定率B/A
	いる(A)	いない		
市町村	市町村	町村	市町村	%
34	28	6	28	100.0

技能労務職給料表の状況

(H23.4.1現在)

市町村名	技能労務 職職員数 (単位:人)	給料表の構造				最高到達級				【参考】 ラスパイ レス指数	取組方針 策定状況 (23.3.31)	備考
		国公行 (二)準拠	独自	国公行 (一)準拠	無 (行政職 給料表 適用)	3級	4級	5級	6級			
高知市	366	○			○			○		120.5	○	新規採用職員は国公行(二)(22.4~)
室戸市	6			○		○				123.8	○	
安芸市	27				○	○				123.3	○	
南国市	37			○			○			128.9	○	
土佐市	50				○			○		114.5	○	
須崎市	14				○		○			123.7	○	
宿毛市	42				○			○		121.6	○	
土佐清水市	43				○		○			120.8	○	
四万十市	57				○			○		126.3	○	
香南市	16			○				○		118.2	○	
香美市	17			○		○				117.2	○	
市計	675	1	0	4	7	3	3	5	0	122.1	11	
東洋町	4			○			○			111.4	○	病院事業は国公行(二)
奈半利町	6	○					○			113.1	○	
田野町	0									-		
安田町	4	○				○				101.8	○	
北川村	2	○				○				*	○	
馬路村	0									-		
芸西村	0									-		
本山町	2			○			○			*	○	
大豊町	9		○			○				110.5	○	
土佐町	3		○				○			122.7	○	
大川村	1		○			○				*	○	
いの町	37	○		○			○	○		105.0	○	
仁淀川町	5	○						○		99.1	○	
中土佐町	8	○						○		122.4	○	
佐川町	17	◎	←		(○)	○				101.1	○	
越知町	12		○			○				99.9	○	
橋原町	0	○					○			-		
日高村	0				○			○		-		
津野町	0		○				○			-		
四万十町	3		○				○			126.8	○	
大月町	31	○						○		118.0	○	
三原村	3	○				○				76.7	○	
黒潮町	23	◎	←		(○)			○		125.0	○	
町村計	170	11	6	3	1	7	8	6	0	111.5	17	
県計	845	12	6	7	8	10	11	11	0	118.2	28	

◎H23年度適正化団体

(注) 職員数が1名又は2名の場合は、個人情報保護の観点からラスパイレレス指数の欄は「*」としています。
 その他数値のない団体については「-」としています。

5 諸手当について

市町村職員の各種手当については、地方自治法第204条により種類が定められており、額・支給方法については、条例で定めなければならないとされています。

市町村で支給されている手当には、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特勤勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当、退職手当などがあります。

(1) 住居手当

一定額を超える家賃を支払っている職員に支給される手当で、国においては、平成21年人事院勧告により、自宅（持ち家）に係る手当（取得後5年間）を平成21年12月1日から廃止しております。

県内では、三原村を除く33市町村が制度を設けており、平成22年4月1日において全ての市町村が自宅に係る手当を廃止しています。

(2) 通勤手当

交通機関等を利用して通勤する職員に支給される手当で、実際の運賃等の負担に応じた額が支給されます。

県内では、全ての市町村が制度を設けていますが、自家用車使用者に対し、使用距離区分や支給額において、国と異なる取扱いがなされている団体も見受けられます。

(3) 夜間勤務手当

正規の勤務時間として深夜（午後10時から翌日午前5時までの間）に勤務した職員に支給される手当で、一定の支給割合（国の支給割合は25/100）を乗じて支給されます。

県内では、全ての市町村が制度を設けていますが、梶原町では一律の額で支給しています。

(4) 期末・勤勉手当

民間における賞与等（いわゆるボーナス）の特別給に相当する手当として1年を2回に分け職員に支給される手当です。

期末手当は、給料月額等（支給基礎額）に定めた支給割合を乗じて得た額が支給されます。また、勤勉手当は、給料月額等にその職員の勤務成績に応じて決められる割合（成績率）を乗じて得た額が支給されます。

期末手当：給料月額等 × 支給割合 × 在職期間別割合

勤勉手当：給料月額等 × 期間率 × 成績率

勤勉手当については、県内の多くの市町村で、成績率が勤務成績と関係なく一律に決定されていますが、一定の期間に成果をあげた職員に対して、高い成績率で支給するなど制度の趣旨に則った運用が求められています。

平成23年6月期の勤勉手当について、勤務成績に応じた成績率を適用している団体は12団体、勤務成績によらず一律に支給率を適用している団体は22団体となっています。

（勤務成績に応じた成績率を適用）

高知市・東洋町・奈半利町・田野町・安田町・芸西村・大豊町・いの町・中土佐町・佐川町・梶原町・黒潮町

(平成22年度公表以降の適正化の状況)

奈半利町、芸西村が、平成23年6月期から勤勉手当について勤務成績に応じた成績率を適用しています。

(5) 特殊勤務手当

著しく危険な勤務や特殊な勤務など、その勤務の特殊性に応じて支給される手当で、勤務の種類により月、日、時間又は回数を単位として定額で支給されます。

県内では、5市町（須崎市・奈半利町・中土佐町・越知町・津野町）を除く29市町村が制度を設けており、その種類は市町村により異なりますが、国にない手当もあります。これらの中には、地方公共団体固有の業務に基づくものなどがあるため、国にない手当であることをもって、直ちに妥当でないというものではありませんが、制度本来の趣旨に沿っていることに加え、それぞれの団体の地域性、職務上の事情も考慮のうえ支給されなければならない、その必要性や妥当性の説明責任が求められます。

(6) 退職手当

退職手当は、長期勤続者に対する勤続報償という観点から設けられた制度です。

県内では、全ての市町村が国に準じた制度を設けています。

特殊勤務手当の状況

(H23. 4. 1現在)

団体名	4月支給 職員割合	4月支給額 (単位：百円)	17. 4. 1現在				23. 4. 1現在				削減率
			a	b	c	計	a	b	c	計	
高知市	30.2	79,968	10	3	21	34	7	2	16	25	▲ 26.5
室戸市	16.1	3,160	3	1	6	10	2		3	5	▲ 50.0
安芸市	11.3	2,201	3		4	7	3		4	7	0.0
南国市	11.6	5,243	5	2	9	16	2		5	7	▲ 56.3
土佐市	50.5	140,715	4	2	9	15	4	2	9	15	0.0
須崎市	-	-	1	1	1	3				0	▲ 100.0
宿毛市	2.3	1,232	1	2	3	6	1	2	3	6	0.0
土佐清水市	8.2	750	1	1	10	12	1		7	8	▲ 33.3
四万十市	14.2	69,316	5	4	25	34	5		12	17	▲ 50.0
香南市	11.5	4,464	5	1	10	16	1		7	8	▲ 50.0
香美市	19.0	5,159	4	2	6	12	1	3	3	7	▲ 41.7
東洋町	3.3	6				0			2	2	0.0
奈半利町	-	-		1	2	3				0	▲ 100.0
田野町	0.0	0	1			1	1			1	0.0
安田町	0.0	0	3	1	2	6	3	1		4	▲ 33.3
北川村	0.0	0			2	2			1	1	▲ 50.0
馬路村	2.4	1,000				0			2	2	-
芸西村	0.0	0	1	1	2	4	1	1		2	▲ 50.0
本山町	45.0	2,584	5	1	7	13	5	1	7	13	0.0
大豊町	0.0	0	1	1	2	4	1	1		2	▲ 50.0
土佐町	0.0	0	1			1	1			1	0.0
大川村	0.0	0	1		1	2	1			1	▲ 50.0
いの町	19.5	64,449	6	1	9	16	5		4	9	▲ 43.8
仁淀川町	5.6	2,268	4	5	5	14	2		3	5	▲ 64.3
中土佐町	-	-	1	1		2				0	▲ 100.0
佐川町	12.8	41,586	4		4	8	5		4	9	0.0
越知町	-	-				0				0	-
梶原町	4.0	268	1		2	3	1		2	3	0.0
日高村	0.0	0	1			1	1			1	0.0
津野町	-	-			1	1				0	▲ 100.0
四万十町	3.9	4,044	4	5	6	15	1	1	1	3	▲ 80.0
大月町	25.6	4,633	1	2	4	7	1	1		2	▲ 71.4
三原村	0.0	0	1	1	5	7	1	1	3	5	▲ 28.6
黒潮町	6.6	714	4	3	3	10	2	4	4	10	0.0
市 計	22.3	312,208	42	19	104	165	27	9	69	105	▲ 36.4
町村計	9.9	121,552	40	23	57	120	32	11	33	76	▲ 36.7
県 計	18.5	433,760	82	42	161	285	59	20	102	181	▲ 36.5

※特殊勤務手当の分類は次のとおりです。

- a 国が特殊勤務手当で措置している勤務と同様の勤務に対して設けられている手当
- b a以外でその勤務に対して国が何らかの措置をしている勤務と同様の勤務に対して設けている手当（国の措置の例：俸給表、俸給の調整額等）
- c a及びb以外の手当

※四万十市、香南市、香美市、仁淀川町、四万十町、黒潮町のH17. 4. 1現在の数値は、合併前の団体の数値を合計したものです。

※網掛け部分は、H22年度公表から変更のあった項目です。

（四万十市、黒潮町：地域の医療体制の確保のため手術手当等を新設）

II 定員管理の状況

県内の市町村においては、『地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針』（平成17年3月29日付け総務事務次官通知）に基づき、平成17年4月1日から平成22年4月1日までの定員削減目標を掲げた「集中改革プラン」を策定し、定員の純減に取り組んできました。

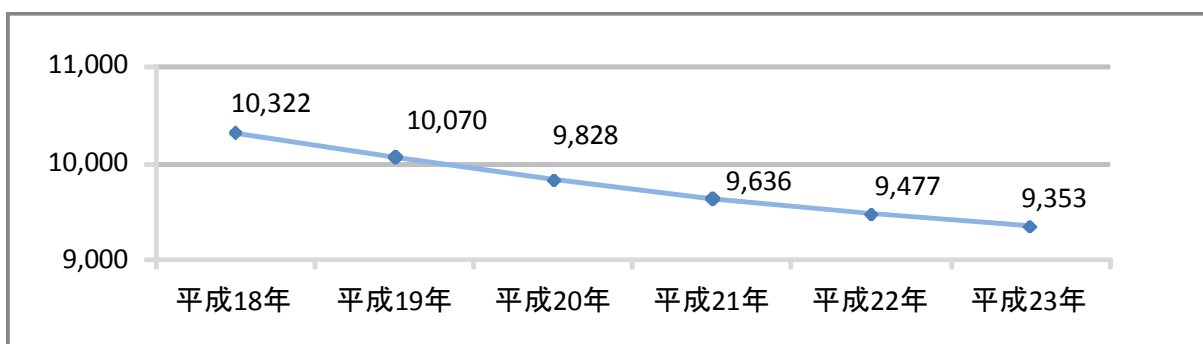
集中改革プランの期間終了後においても、各団体が、地域の実情を踏まえながら、新たな定員管理計画の策定や、事務事業の見直し、組織の合理化、職員の適正配置等により、主体的に適正な定員管理の推進に取り組んでいます。

1 職員数の推移

県内の市町村職員数（教育長を含む。）は、9,353人で、前年と比べて124人（増減率▲1.3%）の減少となっています。主な減員理由としては、事務の統廃合・縮小や民間委託等によるものです。

また、平成18年と比較すると、969人（同▲9.4%）の減少となっており、行政改革の取組により減少傾向が続いています。

県内の市町村職員数の推移（過去5年間）



(単位: 人、%)

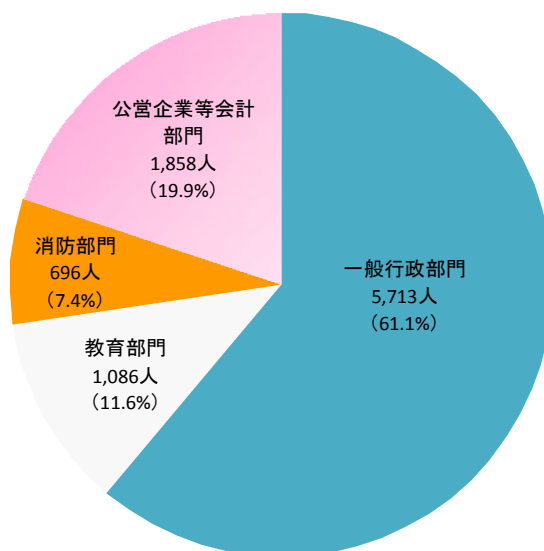
部門	年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	前年との比較		平成18年との比較	
								増減数	増減率	増減数	増減率
一般行政		6,409	6,201	6,020	5,903	5,787	5,713	▲74	▲1.3	▲696	▲10.9
教育		1,264	1,231	1,169	1,135	1,108	1,086	▲22	▲2.0	▲178	▲14.1
消防		672	666	687	683	693	696	3	0.4	24	3.6
公営企業等会計		1,977	1,972	1,952	1,915	1,889	1,858	▲31	▲1.6	▲119	▲6.0
合計		10,322	10,070	9,828	9,636	9,477	9,353	▲124	▲1.3	▲969	▲9.4

※職員数は、各年4月1日における地方公共団体定員管理調査の数値を記載しています。

※地方公共団体定員管理調査による職員数とは、一般職に属する常勤の職員（教育長を含む。）数です。

2 部門別職員数の状況

県内の市町村の職員数を行政分野別にみると、一般行政部門が5,713人（構成比61.1%）、教育部門が1,086人（同11.6%）、消防部門が696人（同7.4%）、公営企業等会計部門が1,858人（同19.9%）となっています。



県内の市町村別の一覧は、次ページの「市町村別部門別職員数の状況」とおりです。

【部門について】

- 「一般行政部門」とは……
議会事務局、総務・企画、税務、民生、衛生、労働、農林水産、商工、土木の各部門（教育を除く各種行政委員会を含む。）の総称です。
- 「公営企業等会計部門」とは……
病院、水道、下水道、交通、その他（国保事業、収益事業、介護保険事業、その他）の各部門の総称です。

3 定員管理計画の策定状況

県内の18市町村が定員管理計画を策定し、主体的、計画的に適正な定員管理の推進に取り組んでいます。

（定員管理計画を策定している市町村）

高知市、室戸市、安芸市、南国市、須崎市、土佐清水市、香南市、香美市、奈半利町、安田町、芸西村、本山町、大豊町、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、日高村

市町村別部門別職員数の状況

平成23年4月1日現在(単位:人)

区分 団体名	H23. 4. 1 職員数					対22年 増減数	H22. 4. 1 職員数
	一般行政 部門	教 育 部 門	消 防 部 門	公営企業 等会計 部 門	合 計		
高知市	1,615	361	363	367	2,706	▲ 68	2,774
室戸市	160	19	51	19	249	▲ 4	253
安芸市	185	26	40	25	276	▲ 2	278
南国市	274	58	61	32	425	▲ 5	430
土佐市	219	30	44	233	526	2	524
須崎市	192	33	0	42	267	▲ 3	270
宿毛市	213	23	0	71	307	▲ 6	313
土佐清水市	189	16	38	64	307	▲ 6	313
四万十市	371	56	0	179	606	5	601
香南市	267	73	43	37	420	▲ 7	427
香美市	274	46	56	30	406	▲ 8	414
市計	3,959	741	696	1,099	6,495	▲ 102	6,597
東洋町	47	6	0	8	61	4	57
奈半利町	43	14	0	4	61	2	59
田野町	29	11	0	3	43	1	42
安田町	38	13	0	2	53	1	52
北川村	33	6	0	1	40	0	40
馬路村	36	4	0	2	42	2	40
芸西村	41	11	0	7	59	▲ 1	60
本山町	62	8	0	100	170	0	170
大豊町	82	10	0	9	101	1	100
土佐町	74	7	0	6	87	2	85
大川村	17	4	0	1	22	1	21
いの町	198	54	0	225	477	▲ 13	490
仁淀川町	111	19	0	32	162	▲ 2	164
中土佐町	108	16	0	15	139	▲ 2	141
佐川町	85	20	0	122	227	2	225
越知町	75	22	0	11	108	1	107
梶原町	49	13	0	39	101	▲ 2	103
日高村	48	12	0	5	65	3	62
津野町	76	17	0	17	110	0	110
四万十町	217	34	0	59	310	▲ 18	328
大月町	85	13	0	63	161	▲ 4	165
三原村	35	6	0	5	46	2	44
黒潮町	165	25	0	23	213	▲ 2	215
町村計	1,754	345	0	759	2,858	▲ 22	2,880
市町村計	5,713	1,086	696	1,858	9,353	▲ 124	9,477

※「H23.4.1職員数」及び「H22.4.1職員数」は、地方公共団体定員管理調査の数値を記載しています。

※地方公共団体定員管理調査による職員数とは、一般職に属する常勤の職員(教育長を含む。)数です。

Ⅲ 勤務条件の状況

市町村職員の勤務条件は、労働基準法、地方公務員法などの地方公務員に適用される労働関係法令の定めを反しないよう、また、国家公務員の制度に準じ、それぞれの市町村において条例や規則で定めることとなっています。

1 勤務時間の状況

県内の市町村（栲原町を除く。）の勤務時間は、週38時間45分であり、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員を除き、その勤務時間は月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分となっています。

また、一般的な職員の勤務時間は午前8時30分から午後5時15分まで、休憩時間は午後0時から午後1時までとなっています。

栲原町は、週40時間であり、勤務時間は午前8時30分から午後5時30分まで、休憩時間は午後0時から午後1時までとなっています。

2 年次有給休暇の取得状況（平成22年1月1日～12月31日）

年次有給休暇の取得状況は、次のとおりです。

	平成22年	平成21年
市平均取得日数（11団体）	12.2日	12.9日
町村平均取得日数（23団体）	11.1日	11.3日
市町村平均取得日数	11.9日	12.3日

3 病気休暇制度の内容

病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇です。

国は、平成23年1月1日から病気休暇の上限期間を90日としています。

県内の市町村の病気休暇制度は、次の表のとおりであり、国と同様に上限が「90日以内又は3月以内」であっても、特定の疾患により病気休暇を取得することができる期間を延長する特例を設けている団体が多い状況にあります。

上限が「90日以内又は3月以内」を上回る団体や特例を設けている団体については、国や他の地方公共団体との均衡を欠いていると考えられ見直しが求められます。

病気休暇制度の内容

(平成23年4月1日現在)

	90日以内又は3月以内【国と同等】	120日以内又は4月以内	150日以内又は5月以内	180日以内又は6月以内	結核性疾患の特例	その他特定の疾患の特例
高知市	○				○	○
室戸市	○				○	
安芸市	○				○	
南国市	○				○	
土佐市				○	○	
須崎市				○		
宿毛市	○				○	
土佐清水市			○			
四万十市	◎	←	←	(○)	○	
香南市			○			○
香美市	○				○	
市計	7	0	2	2	8	2
東洋町	○				○	
奈半利町	○				○	
田野町	○					
安田町	○					
北川村	○					
馬路村	○					
芸西村	○				○	
本山町			○		○	
大豊町	○					
土佐町	○				○	○
大川村	○				○	
いの町	○				○	
仁淀川町	○				○	
中土佐町	○				○	
佐川町	○				○	
越知町	○				○	
橋原町	○					
日高村	○				○	○
津野町	○				○	
四万十町	○				○	
大月町		○			○	
三原村	○				○	
黒潮町			○		○	
町村計	20	1	2	0	17	2
市町村計	27	1	4	2	25	4
(参考)						
高知県	○				○	○

◎前年度からの変更状況

4 特別休暇の状況

特別休暇は、災害その他の特別の事由により、職員が勤務しないことが相当である場合の休暇です。

県内の市町村の主な特別休暇は、次の表のとおりであり、国に制度のある特別休暇を導入していない団体、国の制度における付与日数より多い日数を設定している団体、更に、国に特別休暇としての制度のないものを設けている団体があります。

国や他の地方公共団体との均衡を欠いている特別休暇については、見直しが求められます。

	区分	国の制度	市町村の状況
国 に 制 度 の あ る 特 別 休 暇	公民権行使	必要と認められる期間	全市町村 国と同じ
	官公署への出頭	必要と認められる期間	全市町村 国と同じ
	ドナー休暇	必要と認められる期間	全市町村 国と同じ
	ボランティア休暇	5日以内	中土佐町、三原村 制度なし
	結婚休暇	連続する5日以内（週休日等を含む。）	20団体 期間が国と異なる
	産前休暇	産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内	24団体 期間が国と異なる
	産後休暇	産後8週間まで	2団体 期間が国と異なる
	保育時間	生後1年に達しない子 1日2回それぞれ30分以内（やむを得ない場合は連続取得可）	7団体 期間、対象が国と異なる
	妻の出産	2日以内	15団体 期間が国と異なる
	育児参加	産後8週間以内の子又は小学校就学前の子 5日以内	須崎市、土佐清水市、四万十市 制度なし
	子の看護	小学校就学前の子 5日（子が2人以上の場合は10日）以内	土佐清水市 制度なし 2団体 期間、対象が国と異なる
	短期介護休暇	配偶者、父母、子、同居している祖父母、孫、兄弟姉妹等 5日（要介護者が2人以上の場合は10日）以内	高知市、土佐清水市 制度なし 2団体 対象が国と異なる
	忌引休暇	配偶者、父母7日、子5日、祖父母3日等	21団体 期間が国と異なる
	父母の追悼	1日以内	11団体 期間、対象が国と異なる
	夏季休暇	連続する3日以内	13団体 期間が国と異なる
	現住居の滅失等	連続する7日以内（週休日等を含む。）	全市町村 国と同じ
	災害・交通機関の事故等	必要と認められる期間	全市町村 国と同じ
退勤途上の危機回避	必要と認められる期間	高知市、土佐市、宿毛市 制度なし	

国 制 度 な し	リフレッシュ・永年勤続休暇	高知市、安芸市、南国市、土佐市、土佐清水市、東洋町、本山町、土佐町、いの町、日高村、四万十町 制度あり
-----------------------	---------------	---

5 介護休暇の取得状況（平成22年度）

介護休暇は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母などで、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇です。（介護休暇の取得の間は、給与を減額します。）

介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の期間内（高知市にあっては、1年以内の制度になっています。）において必要と認められる期間取得することができます。

平成22年度の介護休暇の取得状況は、次のとおりです。

（単位：人）

区分	介護休暇 取得者数	育児休業承認期間					
		1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
男性職員	1		1				
女性職員	11	5	2		2	1	1
計	12	5	3		2	1	1

6 育児休業・部分休業の取得状況（平成22年度）

（1） 育児休業

育児休業は、職員の3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日まで取得することができます。

平成22年度に新たに育児休業を取得した職員の状況は、次のとおりです。

（単位：人）

区分	育児休業 取得者数	育児休業承認期間					
		6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月 以下	1年6月 超え2年 以下	2年超え 2年6月 以下	2年6月 超え
男性職員	2	2					
女性職員	140	7	66	37	14	6	10
計	142	9	66	37	14	6	10

(2) 部分休業

部分休業は、職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、その子が小学校就学の始期に達する日まで、1日の勤務時間の始めまたは終わりにおいて1日を通じて2時間を超えない範囲で取得することができます。

平成22年度に新たに部分休業を取得した職員の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区分	部分休業 取得者数	部分休業承認期間				
		1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	3年超え 4年以下	4年超え 5年以下
男性職員	0					
女性職員	10	7	2			1
計	10	7	2			1

(単位：人)

区分	部分休業 取得者数	1日の部分休業取得時間(平均)			
		30分以下	30分超え 60分以下	60分超え 90分以下	90分超え
男性職員	0				
女性職員	10		2		8
計	10		2		8

IV 福利厚生事業の状況

「福利厚生事業」とは、地方公務員法第42条の規定により実施している職員の保健、元気回復その他厚生に関する事業であり、民間企業と同様、雇用主として実施しているもので、県内の市町村の多くは職員互助会により実施されています。

地方公共団体が実施する福利厚生事業については、『地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針』及び『地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針』（平成18年8月31日付け総務事務次官通知）に基づき、住民の理解が得られるものとなるよう、点検・見直しを行い、適正に事業を実施するとともに、人事行政運営等の状況の公表の一環として事業の実施状況等を公表することに努めてきました。

県内の市町村の職員互助会等への公費支出額については、平成23年度予算において、約63%削減（対16年度決算比）されています。

（単位：千円）

16年度 決算	17年度 決算	18年度 決算	19年度 決算	20年度 決算	21年度 決算	22年度 決算	23年度 予算
534,722	488,370	234,448	223,890	208,018	225,906	210,511	198,387
対前年度 比	▲8.7%	▲52.0%	▲4.5%	▲7.1%	8.6%	▲6.8%	▲5.8%
対16年度 比	▲8.7%	▲56.2%	▲58.1%	▲61.1%	▲57.8%	▲60.6%	▲62.9%

県内の市町村別の一覧は、次ページの「互助会等への公費支出状況」のとおりです。

また、公費を伴う個人給付事業は、県内の全ての市町村が見直しを行っております。

個人給付事業とは、個人に対する現金給付のみならず、品物や施設利用の割引等の間接的な給付も含まれています。

県内の市町村の首長部局における「公費を伴う主な個人給付事業実施状況」については、25ページのとおりです。

なお、互助会等において実施された職員に対する福利厚生事業に関する公表状況は、26ページの「福利厚生事業の公表状況」のとおりです。

互助会等への公費支出状況

	互助会等への公費支出額 (単位:千円)								会員一人当たりの公費支出額 (単位:円)								公費率							
	16年度 決算	17年度 決算	18年度 決算	19年度 決算	20年度 決算	21年度 決算	22年度 決算	23年度 予算	16年度 決算	17年度 決算	18年度 決算	19年度 決算	20年度 決算	21年度 決算	22年度 決算	23年度 予算	16年度 決算	17年度 決算	18年度 決算	19年度 決算	20年度 決算	21年度 決算	22年度 決算	23年度 予算
高知市	121,863	96,933	71,971	65,879	56,058	76,139	64,864	50,733	33,870	30,559	22,921	22,686	18,945	26,631	23,442	18,563	50.6%	52.4%	40.6%	42.5%	38.5%	47.1%	45.0%	38.7%
室戸市	17,258	16,058	6,449	6,226	5,762	5,468	5,164	5,123	55,671	53,706	22,086	22,640	21,581	21,194	20,251	20,410	70.7%	70.7%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
安芸市	18,320	16,887	6,518	6,205	5,928	5,810	5,768	6,157	51,751	49,962	21,094	20,683	20,727	20,676	20,748	22,147	70.7%	70.6%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
南国市	30,077	27,981	12,689	12,610	10,119	9,799	9,512	9,246	59,323	57,456	26,883	28,210	22,998	22,630	21,569	21,653	72.2%	71.8%	54.3%	54.3%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
土佐市	30,516	27,801	12,604	12,592	12,522	12,380	11,420	11,895	55,585	51,483	23,384	24,123	23,671	23,491	21,877	22,317	68.2%	67.4%	50.0%	50.0%	49.1%	49.0%	44.5%	44.7%
須崎市	17,945	16,559	6,863	6,849	6,455	6,450	6,230	5,937	53,092	53,074	22,801	23,139	22,972	23,285	23,074	22,071	70.3%	70.3%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
宿毛市	20,661	20,179	7,820	7,392	6,986	6,958	6,803	6,651	55,540	55,590	22,471	21,935	21,429	21,609	21,528	21,317	70.3%	70.3%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
土佐清水市	20,069	20,230	8,000	7,674	7,415	7,143	6,808	7,044	54,094	56,351	22,039	22,115	21,618	21,071	20,756	21,808	70.3%	70.4%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
四万十市	39,756	36,749	15,310	14,611	13,527	13,611	13,480	13,835	55,525	53,182	22,681	22,865	21,959	22,535	22,281	22,868	63.5%	70.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
香南市	25,347	24,919	10,405	10,075	9,613	9,372	9,092	9,228	55,830	51,064	23,020	22,539	21,700	21,594	21,144	21,460	69.9%	69.0%	50.0%	48.4%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
香美市	20,199	20,744	8,671	8,613	8,595	8,461	8,475	8,592	48,323	45,792	19,797	19,984	20,082	20,242	20,422	21,059	70.3%	70.3%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
東洋町	3,524	3,184	1,254	1,108	1,124	1,227	1,255	1,332	52,597	49,750	20,900	22,612	21,208	21,526	21,638	22,200	70.2%	70.3%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
奈半利町	3,512	3,051	1,289	1,290	1,252	1,301	1,346	1,400	50,899	49,210	20,141	21,864	21,586	22,051	22,433	22,222	70.7%	70.3%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
田野町	3,039	2,493	1,187	831	821	844	831	930	58,442	54,196	26,378	19,786	19,093	19,182	18,886	20,667	73.7%	73.2%	57.5%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
安田町	3,322	2,946	1,151	1,141	1,164	1,331	1,328	1,785	49,582	46,031	18,565	19,017	19,729	22,948	24,145	32,455	72.5%	71.9%	50.0%	50.0%	50.0%	53.8%	54.7%	54.3%
北川村	2,266	1,968	865	812	818	813	835	879	47,208	44,727	20,116	19,805	19,476	19,829	20,366	20,929	70.5%	70.5%	50.0%	50.1%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
馬路村	2,630	2,437	994	988	975	924	926	986	53,673	51,851	22,089	22,455	22,674	22,000	22,585	22,409	70.2%	70.6%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
芸西村	3,357	3,234	1,313	1,250	1,262	1,264	1,214	1,230	47,957	48,269	19,894	19,531	19,415	19,750	19,581	20,164	70.3%	70.4%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
本山町	9,060	8,516	3,549	3,501	3,618	3,638	3,746	3,864	50,333	48,943	20,634	20,716	21,795	20,789	22,035	22,465	70.3%	70.3%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
大豊町	5,362	5,241	2,187	2,043	2,030	2,119	2,209	2,237	48,745	47,645	20,439	20,430	20,714	21,622	21,657	21,718	70.3%	70.4%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
土佐町	4,794	4,663	1,913	1,971	1,963	1,946	1,944	1,963	51,548	50,140	21,022	21,659	21,571	21,865	22,091	22,056	70.3%	70.3%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	54.5%	50.0%
大川村	1,657	1,569	682	484	435	456	438	425	55,233	54,103	25,259	23,048	19,773	19,826	19,043	18,478	72.9%	71.7%	54.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
いの町	26,088	27,112	12,434	12,512	12,463	12,232	11,101	11,135	48,854	51,839	24,285	24,825	24,582	24,711	22,701	25,079	76.8%	62.8%	50.0%	50.0%	44.0%	55.2%	53.6%	54.0%
仁淀川町	10,559	9,780	3,804	3,702	3,661	3,581	3,550	3,589	49,807	50,938	20,674	21,034	21,285	20,942	21,515	21,884	70.3%	70.2%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
中土佐町	8,873	8,517	3,510	3,507	3,426	3,081	3,017	2,956	50,994	51,000	22,215	22,481	22,689	21,851	21,397	21,420	70.3%	70.2%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
佐川町	13,474	11,201	4,567	4,377	4,489	4,557	4,460	4,772	56,613	48,280	19,943	20,358	19,863	20,075	19,476	20,393	65.3%	70.6%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
越知町	6,540	6,280	2,307	2,242	2,304	2,371	2,350	2,391	54,050	54,138	20,416	20,198	20,945	21,555	21,560	21,736	55.1%	52.3%	31.8%	31.7%	50.0%	50.0%	50.0%	50.2%
梶原町	6,282	5,828	2,079	2,056	2,087	2,024	2,107	2,107	55,593	54,467	20,382	20,157	20,461	19,462	20,657	20,861	73.0%	73.4%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
日高村	4,216	3,974	1,685	1,659	1,599	1,550	1,430	1,463	53,367	53,703	23,403	23,366	23,174	22,794	22,698	21,836	70.3%	70.2%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
津野町	7,139	6,300	2,503	2,488	2,445	2,362	2,438	2,463	50,631	52,066	21,956	22,018	22,227	22,075	21,768	21,991	70.2%	70.4%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
四万十町	20,269	19,378	7,547	7,387	7,419	7,139	7,004	6,722	51,575	51,265	21,440	21,599	21,567	21,310	21,289	21,684	70.3%	70.3%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
大月町	10,686	9,738	3,944	3,816	3,688	3,575	3,628	3,644	53,430	51,253	21,552	21,682	21,952	20,906	21,595	22,085	70.4%	70.3%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
三原村	2,719	2,724	1,121	1,068	994	1,016	1,016	998	53,314	53,412	22,878	22,723	22,089	21,617	21,617	20,792	70.2%	70.2%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
黒潮町	13,343	13,196	5,263	4,931	5,001	4,964	4,722	4,675	53,372	52,784	21,658	21,439	22,227	22,876	21,760	21,744	70.3%	70.2%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
合計	534,722	488,370	234,448	223,890	208,018	225,906	210,511	198,387	47,204	45,629	22,495	22,551	21,040	21,662	21,458	21,851	69.5%	69.2%	49.7%	49.3%	49.5%	50.2%	50.1%	49.8%
対前年度比		▲ 8.7%	▲ 52.0%	▲ 4.5%	▲ 7.1%	8.6%	▲ 6.8%	▲ 5.8%		▲ 3.3%	▲ 50.7%	0.2%	▲ 6.7%	3.0%	▲ 0.9%	1.8%								
対16年度比			▲ 56.2%	▲ 58.1%	▲ 61.1%	▲ 57.8%	▲ 60.6%	▲ 62.9%			▲ 52.3%	▲ 52.2%	▲ 55.4%	▲ 54.1%	▲ 54.5%	▲ 53.7%								

※合併団体については、旧市町村の数値を合算しています。

(職員に対する福利厚生事業調査の結果)

公費を伴う主な個人給付事業実施状況

団体名	平成16年度											平成22年度												
	結婚祝金	出産祝金	入学祝金	本人弔慰金	退会給付金等	災害見舞金	医療費補助(本人)	入院・傷病見舞金	人間ドック助成	永年勤続給付等	保養施設利用助成	レクリエーション活動助成	結婚祝金	出産祝金	入学祝金	本人弔慰金	退会給付金等	災害見舞金	医療費補助(本人)	入院・傷病見舞金	人間ドック助成	永年勤続給付等	保養施設利用助成	レクリエーション活動助成
高知市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									●			●
室戸市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○									○	○	○	
安芸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										○	■	○	
南国市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○	○	○	◆
土佐市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									○	○	○	
須崎市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○	○	○	
宿毛市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○	○	○	
土佐清水市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○	○	○	
四万十市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○									○	○	○	◆
香南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									○	○	○	
香美市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○									○	○	○	
東洋町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										○	○	○	
奈半利町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									○	○	○	◆
田野町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○									○	○	○	
安田町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○									○	○	○	
北川村	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○	○	○	
馬路村	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○	○	○	
芸西村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									○	○	○	
本山町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○	○	○	
大豊町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○	○	○	
土佐町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○	○	○	
大川村	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○	○	○	
いの町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○									▲	○	▲	●
仁淀川町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○									○	■	○	
中土佐町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○	○	○	
佐川町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○									○	○	○	
越知町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○									○	○	○	
梶原町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○	○	○	
日高村	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○	○	○	
津野町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○	○	○	
四万十町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○	○	○	
大月町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○	○	○	
三原村	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○	○	○	
黒潮町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○									○	○	○	◆
合計	34	34	34	34	7	34	34	34	34	34	34	15	0	0	0	0	0	0	0	0	34	33	33	6

※個人給付事業とは、個人に対する現金給付のみならず、品物や施設利用の割引等の間接的な給付も含まれています。

※合併団体は、旧市町村のいずれかで実施していたものは該当ありとしています。

※平成22年度表の記載要領は、以下のとおりです。

○	共同互助会のみから給付のある項目
●	単独互助会のみから給付のある項目
▲	共同互助会、単独互助会双方から給付のある項目
■	単独互助会を介さない公費及び共同互助会双方から給付のある項目
◆	公費で直接給付される項目

福利厚生事業の公表状況

(平成23年9月30日現在)

団体名	公表の有無		公表内容										
	平成21年度事業	平成22年度事業	個別事業内容	個別事業 給付単価	個別事業 実施件数	個別事業 実績額	福利厚生事業 実績総額	見直し 内容	互助会 名称	互助会 会員数	互助会 公費補助等総額	互助会 公費補助率	一人あたり 公費負担額
高知市	○	○	○						○				
室戸市	○		○		○					○	○		
安芸市	○	○	○		○					○	○		
南国市	○						○						
土佐市	○						○	○	○	○	○	○	○
須崎市	○	○	○						○	○	○	○	
宿毛市	○					○	○				○		
土佐清水市	○	○	○						○	○	○	○	
四万十市	○		○						○	○	○		
香南市	○									○	○		
香美市	○		○							○	○		
東洋町													
奈半利町													
田野町	○	○							○	○			
安田町	○	○					○			○	○		○
北川村	○		○	○	○		○		○	○	○		
馬路村		○							○	○			
芸西村	○	○								○	○		
本山町	○									○	○	○	○
大豊町	○	○	○	○					○	○	○	○	○
土佐町	○		○				○		○		○	○	
大川村													
いの町													
仁淀川町	○		○						○	○	○		
中土佐町													
佐川町	○		○						○				
越知町	○		○						○	○	○		
橋原町	○						○		○	○	○		
日高村	○								○	○	○		
津野町	○								○	○	○		
四万十町	○	○	○				○		○	○	○		
大月町													
三原村	○		○		○	○	○			○	○	○	
黒潮町	○	○					○		○		○		
合計	27	11	15	2	4	2	10	1	18	22	23	7	4